

栃木県公報

平 成 28 年 2月24日(水) 号 外 第 5 号

目 次

選挙管理委員会

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、次のとおり栃木県議会議員の補欠選挙を 行うべき事由が生じた。

平成28年2月24日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

事由発生年月日 平成28年2月23日
選 挙 区 矢板市選挙区

3 事 由 議員の辞職(矢板市選挙区における欠員1名)

栃木県選挙管理委員会告示第12号

矢板市の区域において栃木県議会議員の補欠選挙が行われることとなったため、平成28年2月25日から当該選挙の期日までの間、当該選挙の行われる区域においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名を求めることができなくなるのでこれを告示する。

平成28年2月24日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫